保安業務

**欠格事由に関する事項（法人）**

 　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び法人に

 あってはその代表者の氏名

当法人及び当法人の役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第３０条各号に該当していないことを誓約します。

 なお、当法人の役員は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 役　　　職　　　名 | 氏　　　　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

 （備考）役員とは、役員のうち業務を行う者をいい、業務の監査にあたる

 ものは含まれない。

（参考）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３０条

１　この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

２　第３５条の３の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

３　心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

４　法人であって、その業務を行う役員のうちに前３号のいずれかに該当する者があるもの